

国立大学法人東京外国語大学構内交通規制要項

〔平成 21 年 2 月 24 日〕
規 則 第 7 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 42 号 令和 5 年 2 月 22 日規則第 4 号

（目的）

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学府中キャンパス構内（以下「構内」という。）における、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車を除く。以下同じ）並びに大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車（以下「オートバイ」という。）の入構及び駐車に関する必要な事項を定め、通行の安全確保及び構内環境の向上を図ることを目的とする。

（入構及び駐車規制）

第 2 条 構内に自動車又はオートバイ（以下「自動車等」という。）で入構し、構内の指定駐車場（以下「駐車場」という。）に駐車しようとする本学の職員又は、本学の学部学生、大学院学生、研究生（以下「学生等」という。）は、事前に第 11 条に定める担当部署において自動車等の入構及び駐車の手続き（以下「入構許可」という。）を受けるものとする。

- 2 入構許可を受けようとする者は、入構許可交付申請書（別紙様式）に必要事項を記載の上、担当部署に提出するものとする。
- 3 学長は入構許可をするとき、自動車による申請には駐車ゲート専用カード（以下「駐車カード」という。）を交付するものとし、オートバイによる申請には入構許可シールを交付するものとする。
- 4 オートバイによる入構許可を受けた者は、入構許可シールをオートバイの容易に識別できる位置に貼付しなければならない。
- 5 入構許可を受けた者が自動車等を構内に駐車するときは駐車場に駐車しなければならない。
- 6 入構許可を受けていない者は自動車等で構内に入構し、駐車することができない。
- 7 駐車場以外の場所に駐車している自動車等は違反車両として取り扱うものとする。
- 8 駐車場及び自動車等の構内通行範囲は、別紙配置図による。

（入構許可交付料）

第 3 条 自動車での入構許可を受けた者は、駐車カードの交付に係る費用（以下「交付料」という。）として 1,000 円を納付するものとする。

- 2 交付料は、本学の指定口座に振込むものとし、振込みが確認された後に駐車カードを交付するものとする。
- 3 交付料の振込みは銀行振込みとし、「東京外国語大学駐車カード交付料」と記載の上、下記の銀行口座に振込むものとする。なお、振込み手数料は本人の負担とする。

振込先：三井住友銀行 東京第一支店 普通口座 9796086

（入構許可の有効期限について）

第4条 自動車等の入構許可の有効期限は、交付した年度の末日とする。

(構内の交通規制)

第5条 構内を自動車等で通行する者は、20km/h以下の速度制限を遵守し歩行者の安全を第一とし運転を行い、構内の交通規制があるときは、これに従わなければならない。

(工事中自動車等の駐車)

第6条 工事及び保守業務等のため、自動車等で入構する者のうち、その該当する場所に駐車するものについては、あらかじめ施設企画課に報告するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2 事前に工事及び保守業務の報告があった場合、担当部署は日時、場所、内容等を学内通知するものとする。

(臨時の措置)

第7条 学長は、本学の運営上特に必要と認める場合は、この要項に規定する事項について臨時の措置をとることができる。

(違反車両に対する措置)

第8条 この要項に違反した自動車等の所有者に対しては、次の措置をとることができるものとする。

(1) 入構許可の取消

(2) その他所要の措置

(緊急自動車等)

第9条 緊急自動車、郵便車、宅配便、タクシー等については、この要項を適用しないものとする。

(駐車カードの返還)

第10条 入構許可を受けた者は、許可の事由が消滅したときは、すみやかに駐車カードを返還しなければならない。

(事務)

第11条 この要項の実施に関する事務は次の部署で行う。

区分	入構許可申請	駐車カード、入構許可シールの発行・交付
職員	施設企画課	施設企画課
学生等	学生課	
物品納入業者等	関係各課室	
構内団体職員	関係各課室	
工事及び保守業務関係業者等	施設企画課 (事前報告)	

(その他)

第12条 構内及び駐車場において発生した自動車等に関する盗難、事故等については、本学は責任を負わない。

- 2 自動車等による構内移動は原則禁止とする。
- 3 駐車カードを紛失した者は、ただちに担当部署に連絡する。

なお、引き続き入構許可を希望する者は、新たに入構許可交付申請を行うものとする。

附 記

この要項は、平成21年6月2日から施行する。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 記

この要項は、令和5年2月22日から施行する。

別紙様式

東京外国語大学自動車等入構許可交付申請書

※ 第 年 月 日 号

国立大学法人
東京外国語大学長 殿

申請者氏名 _____ 印

私は、東京外国語大学構内交通規則を守ることを約束し、次のとおり府中キャンパス構内の入構・駐車許可を申請します。

・ 職員 ・ 学生等 ・ 学外者 （該当に○印を付けて下さい）

所 属 又 は 会 社 名	(学籍番号 _____)
連 絡 先	
住 所	〒 _____
車 両 番 号	
車 種	該当車種に○印を付けて下さい ・ 自動車 ・ オートバイ
申請理由	

1. ※は記入しないで下さい。
2. 学生等の場合は、所属欄に学籍番号も記載する。
3. 自動車等で、2台以上所有している場合は、主に利用する車両の番号及び車種を記載して下さい。

